

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年六月九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和四年十月三日奈良県指令建第一一〇一六五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年五月三十一日建第一〇一三三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市北花内二二〇番三及び二二〇番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二
内本高雄

一 許可番号

令和二年九月一日奈良県指令建第一〇四一三九号

令和三年十一月二日奈良県指令建第一〇四一三九一一号

令和四年十月十三日奈良県指令建第一〇四一三九一二号

令和五年五月十二日奈良県指令建第一〇四一三九一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年五月三十一日建第一〇一三四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市北田原町九九二番一、九九三番一、九九九番二、一〇〇一番一、一〇〇二番

一、一〇〇二番二、一〇〇三番一、一〇〇六番一、一〇一二番四、一〇三〇番三、一

〇三〇番四、一〇三〇番五、一〇三〇番六、一〇三〇番七、一〇三〇番八、一〇三〇

番一八、二六八三番一、二八七三番三及び二八七五番三（五工区）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市朱雀三丁目五番地の一

共立土地株式会社 代表取締役 芝田薫